

近代における女性像の変化 —「主婦」と「母性」の役割構築—

発表の流れ

1 背景

2 目的

3 先行研究

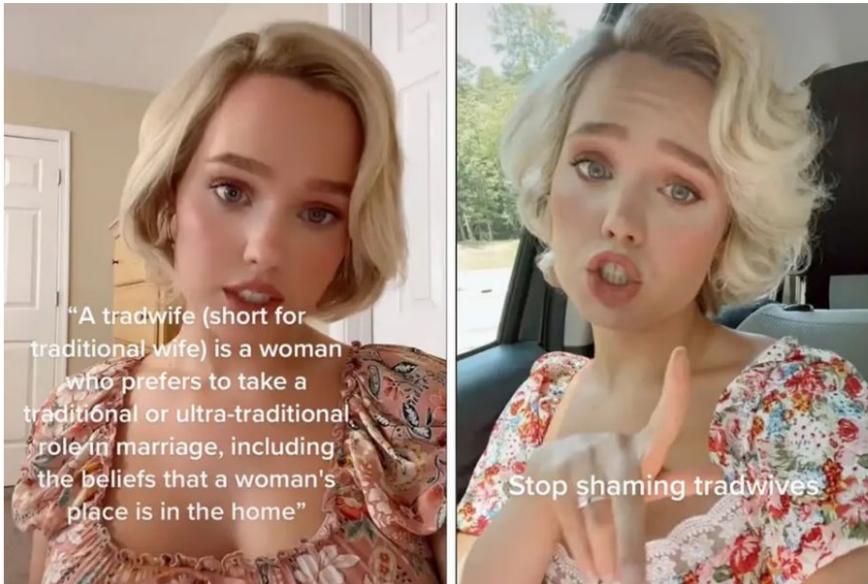
4 考察

5 まとめ

6 参考文献

背景

3万3000人のフォロワー：



3万3000人のフォロワーに「トラッド・ワイフ」としての自身の暮らしを紹介するエスティ・C・ウィリアムズさん。
TikTok

「女性の居場所は
家庭にある」

#tradwife

目的

対象：

「主婦」＝

「女性は労働しない」 + 「母性」という観念の〈新しさ〉

明らかにすること

- ・「母性」観の変化

江戸時代（1603-1868）から明治時代（1868-1912）へ

- ・生産／再生産の分離

近代化（明治時代以降）によって形成された考え方

- ・近代家族モデル

高度経済成長期（1955-1973）でも全国に波及しなかった

先行研究(1)

「母性」観の変化

「いのち」とジェンダーの視点から
みた女・男・子ども—近世から近代
へ

沢山 美果子 (2018)

「母性」の実現の難しさ

- ・産後死・難産死が女性の死因の 25 %以上の地域も多かった
- ・貧困で乳が出ない場合も多かった



http://www.shirahata-jinja.jp/?attachment_id=9248

→ 生活困難や親子共倒れを避けるため、捨て子は社会的に一定の許容を受け₆

子育て、「皆」の責任

- ・藩・町・村のネットワーク
- ・乳の商品価値
→ 「人乳」（じんにゅう）
「女の乳」と呼ばれ、
現代のような「母乳」概念は未成立
→ 乳を売るために自分の子を殺す現象



『捨子教戒の謡』 1861年、京都

補足

- ・『沙石集』 – 1283 年 –

しゃせきしゅう

「母の罪」 – 母が子を育てることが罪だ

『日本女性の歴史 : 文化と思想』、p81

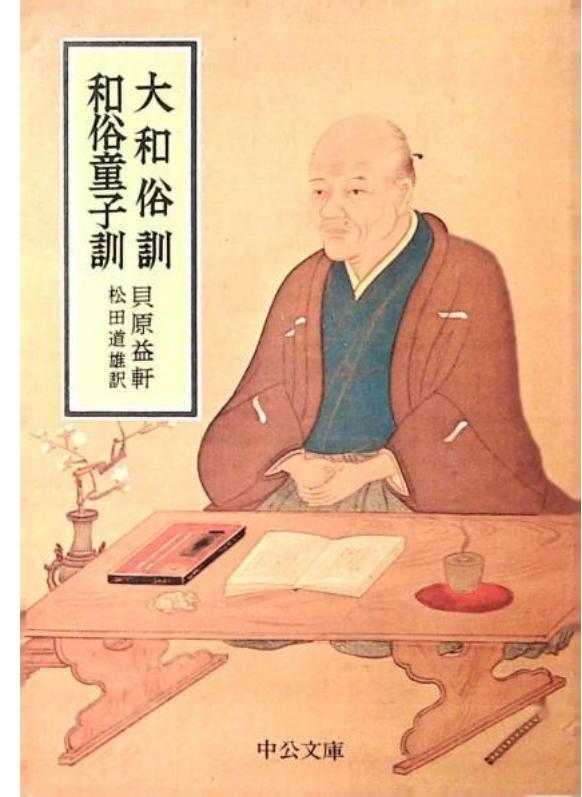
- ・『万宝鄙事記』 – 1705 年 –

ばんぽうひじき

家事指南書では、

「衣服門」以外は男性を対象としていた。
料理本も男性の教科書

『時代を生きた女たち』、p190



『和俗童子訓』
(1710 年)
貝原益軒 8

明治期：法律による母性イデオロギー

- ・ 明治政府の戸籍法
 - すべての国民が戸主と呼ばれる
家長によって支配される
 - 妻の離婚請求権が制限されていく
- ⇒ 「家」制度による外側からの制約

教育による母性イデオロギー

— 夫れ女子は男子に等しく生れて父母に養育せらるゝの約束なれば、其成長に至るまで両親の責任軽からずと知る可し。多産又は病身の母なれば乳母を雇うも母体衛生の為めに止むを得ざれども、成る可くば実母の乳を以て養う可し。母体平生の健康大なる所以なり。小児は牛乳を以て養う可しと言ひ、財産家は乳母を雇うこと易しとて、母に乳あるも態と之を授けずして恰も我子の生立を傍観する者なきにあらず。大なる心得違にして、自然の理に背く者と言う可し。

新女大学、福沢諭吉（1899年）

- ・授乳が母の天性の責務とされた
- ・父親の役割がまだ認められている

大正期：雑誌による母性イデオロギー

- ・赤ん坊展覧会：
「母乳に優るものはない」

- ・育児・授乳＝母だけの責任
→養育ネットワークの喪失
→父親の排除

- ・1930年代
 - ・捨て子は減る
 - ・母子心中（ぼしんじゅう）は増える

第一回奈良五條町の乳幼児審査会



背後に立つて居るのは五條町婦人團體の幹部たちであつて、支那婦人も愛兒を連れて参加したのはいかにも国際的である。（上圖は口説審査の一場）

「第一回奈良五條町の乳幼児審査会」
(『子供の世紀』第6巻9号、口絵3、1928年)

https://toyo.repo.nii.ac.jp/record/8921/files/lifedesign12_075-088.pdf

高度経済成長期一大衆化

- ・性別役割分業家族としての近代家族の大衆化
- ・厚生省が「母乳哺育推進政策」
(ぼにゅうほいくすいしんせいさく)を打ち出す(1975年)
- ・三歳児神話
子どもが三歳になるまでは母親は育児に専念すべき

近代家族の
成立と終焉

上野千鶴子 著



岩波書店

『近代家族の成立と終焉』、上野 千鶴子

研究1の結論

女なのだから、母なのだから当たり前？

母と子が「確実に生き残れる」社会の成立

母性は近代に形成された歴史的産物

先行研究(2)

生産／再生産の分離

The Housewife Is Born: The
Establishment of the Notion and
Identity of the Shufu in Modern Japan

『主婦』の誕生
——近代日本における主婦という観念とア
イデンティティの成立

Kazumi Ishii & Nerida Jarkey (2002)

徳川期：

家 = 生活 + 経済の中心

→ 家の構成員は家事と生産の両方を担う

明治期：

生産／再生産の分離（近代化）

「主婦（あるじ）」は主に裕福層

大正期：

- ・ 1911年「パン屋の主婦」（おかみさん）
- ・ 「専業主婦」を理想化しつつ、

多くの女性にとって収入は不可欠と認めている

- ・ 欧米の影響



1907年『女学世界』第7巻第7号
<https://nunonapu.chu.jp/naplog/zassimeiji.html>

補足

『The Meiji State's Policy Toward Women, 1890-1910』

- ・良妻賢母（りょうさいけんぼ）
 - ・教育だけ
- ・富国強兵（ふこくきょうへい）
 - 1930 年代半ばまで、女性労働の方が多い（＊）
 - 軽工業は（60 ~ 90 % = 女性）
国民総生産の 40 %、外貨収入の 60 %を生み出す
 - cult of productivity VS cult of domesticity
生産性（日本） vs 家庭性（欧米）

(*) 『日本女性の歴史—女のはたらき』, p172

補足

- ・女性運動

→フェミニズム

→高知県、上町町：戸主に限って女性参政権(1880－1884)

- ・教育への熱心

1887年ごろ、桜井女学校の寄宿生であった浅田みか子：

「今日の女学生（註 昭和初年をさす）は、私は良妻になるなど、自らいったり、賢母になるなど、書いたりするのを見受けますが、当時の女学生は、さういう言葉を口にするのは恥じたものです。私は将来独立して女学校を建てるとか、或は学者になるとかいふことは、いひましたが、お嫁に行くなど、いふことには触れなかつたものです。」（『日本女性と教育—近代日本女性倫理思想史（1）』、p220）

先行研究(3)

近代家族モデル

ふたつの継続的就労女性像と働く意味
——織物産地の経験をもとに——

木本 喜美子（2021）

背景：

近代家族モデルが全国に波及した仮説の検討が不十分

社会階層差

大企業労働者

→ 男性稼ぎ主パターン

中小企業労働者家族

→既婚女性の雇用労働者化が進展

→共稼ぎパターン

地域差

「女も働く」の勝山（かつやま）

→織物産地を調査フィールド



<https://www.nippon.com/en/ncommon/contents/guide-to-japan/2351137/2351137.png>

勝山（かつやまし）の事情

- ・「女が働く」（織物産地）
 - ・「織子」 不足から、労働市場を遠方に広げていった
 - ・就労を促し支える体制
→1936年から多様な保育形態が登場
0歳児保育を含む保育の拡大
 - ・「嫁が給料袋の封を切らずに親に渡す」
一円の給料→小遣いを千円（1960年頃）



[https://mapitdata.blob.core.windows.net/map03-comppng/ja/
highlight/
%E7%A6%8F%E4%BA%95%E7%9C%8C__%E5%8B%9D%E5%B1%B1%
%B8%82.png](https://mapitdata.blob.core.windows.net/map03-comppng/ja/highlight/%E7%A6%8F%E4%BA%95%E7%9C%8C__%E5%8B%9D%E5%B1%B1%
%B8%82.png)

織物業女性の二つのケース

新婚期から夫婦 で生活をスタート(8事例)

- ・自分で決める
- ・織物業女性 :
- ・夫が自営業者→女性が実質的な稼ぎ頭となる + 費財購入の主導権
- ・夫が機屋勤務の場合→周囲が羨む旺盛な消費 生活に邁進した.

親との同居 (20事例)

舅（しゅうと）夫または妻の父：

- ・「（嫁が）仕事をするのは当然」
- ・給料 は「舅にとられた。夫も封も 切らずに渡して」

自分の決意

彼女たちの感情

新制中学卒業 → 「自分で決めた」就労

「結婚しても、他者に頼らず生きたい」

「当然だ」という認識

周囲に就労していない既婚の女性は見当たらない

→ 自分にとっても、周囲にとっても当然

賃金・家計に対する自己決定権の奪う

→ 「舐められている」「惨めで悲しい」

→ 家事・育児は姑に委ね、仕事を優先

→ 「舅が亡くなった時点で気持ちが楽にな（る）」

考察

- ・ 「伝統」の意味を再検討・管理する必要性
 - 「女性は家庭、母」—女性の自由を制限する正当化
 - それは本当に史実に基づいていたのか
 - 人びとが主体的に受け継いできたものなのか
- ・ フェミニズムは女性を「働かせた」のではない
 - 女性労働の選択肢を拡大
 - 労働環境・条件の改善を促進

まとめ

- ・「当たり前」・「自然」と思っていることは時代にいかんで変わるもの
- ・「母性」と「労働なし」は「伝統的」という評価を検討すべき
- ・社会階層と地域の勉強を深めるべき
→ 社会階層の差別

参考文献（研究）

- 1：沢山 美果子，「いのち」とジェンダーの視点からみた女・男・子ども 一近世から近代へ，家族関係学，2018, 37 卷，p. 5-13, 公開日 2022/04/12, Online ISSN 2433-765X, Print ISSN 0915-4752, https://doi.org/10.24673/jjfr.37.0_5, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjfr/37/0/37_5/_article/-char/ja
- 2 : Kazumi Ishii & Nerida Jarkey (2002) The Housewife Is Born: The Establishment of the Notion and Identity of the Shufu in Modern Japan, Japanese Studies, 22:1, 35-47, DOI:10.1080/103713902201436732
- 3 : 木本 喜美子，ふたつの継続的就労女性像と働く意味——織物産地の経験をもとに——，家族社会学研究，2021, 33 卷，2 号，p. 212-222, 公開日 2021/11/17, Online ISSN 1883-9290, Print ISSN 0916-328X, <https://doi.org/10.4234/jjoffamiliysociology.33.212>, https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjoffamiliysociology/33/2/33_212/_article/-char/ja
-

参考文献（補足）— 江戸時代

- ・総合女性史研究会 (2010)『時代を生きた女たち—新・日本女性通史』朝日新聞出版
- ・総合女性史研究会 (1993)『日本女性の歴史：文化と思想』角川書店
- ・Robertson, Jennifer. 1991. "The Shingaku Woman: Straight from the Heart." In Recreating Japanese Women, 1600-1945, edited by Gail Lee Bernstein, 88-111. Berkeley: University of California Press.
<http://faculty.humanities.uci.edu/sbklein/articles/gender/Robertson-ShingakuWoman.pdf>

参考文献（補足）— 明治時代

• Sharon H. Nolte and Sally Ann Hastings "The Meiji State's Policy Toward Women, 1890-1910" In Recreating Japanese Women, 1600-1945, edited by Gail Lee Bernstein, 88-111. Berkeley: University of California Press

- 総合女性史研究会 (1993) 『日本女性の歴史—女のはたらき』 角川
- 布川清司 (1997) 『日本女性と教育—近代日本女性倫理思想史 (1)』 神戸大学発達科学部研究紀要 第5巻第1号、217-230 頁。

ご清聴ありがとうございました